

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料（昭和 19 年 5 月 31 日までは労働者年金保険料）を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 17 年 6 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を同年 6 月から 18 年 9 月までは 120 円、同年 10 月から 19 年 5 月までは 140 円、同年 6 月から 21 年 3 月までは 190 円、同年 4 月から同年 8 月までは 570 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 15 年 4 月から 43 年 11 月 16 日に退職するまで A 社に正社員として継続して勤務したのにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が確認できない。

私が申立期間も同社に勤務していたことは、同社から授与された昭和 26 年 7 月 31 日付けの表彰状に「昭和 15 年 4 月入社以来 11 年に亘り勤務し其の成績まことに優秀なり」と記載されていることから分かると思うし、保険料も給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険（昭和 19 年 5 月 31 日までは労働者年金保険）の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 26 年 7 月 31 日付け表彰状から判断すると、申立人が申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた同僚二人には、労働者年金保険制度創設時の昭和 17 年 1 月 1 日（保険料徴収は、昭和 17 年 6 月 1 日から開始）から被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立事業所において昭和17年6月1日から21年8月31日までの間に被保険者資格を取得していることが確認でき、所在の判明した同僚43人に照会したところ、回答があった32人のうち29人は、自身の入社時期と厚生年金保険への加入時期は一致していると回答しており、前述の二つの被保険者名簿により、当該29人の被保険者資格の取得日とそれぞれが入社したとする時期は一致していることが確認できる上、他の3人は、自身の入社時期と厚生年金保険への加入時期は一致していないと回答しているが、申立事業所のOB会が保管するOB会名簿における当該3人の入社日と被保険者資格の取得日は一致している。

加えて、当該OB会名簿において、入社日が申立人と同様の昭和17年1月1日以前となっている48人の被保険者資格の取得日をオンライン記録及び前述の健康保険労働者年金保険被保険者名簿により確認したところ、47人が同年6月1日又は19年10月1日（制度改正による事務職及び女子の保険料控除開始日）となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同時期に申立事業所に入社したとされる同僚の前述の二つの被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から18年9月までは120円、同年10月から19年5月までは140円、同年6月から21年3月までは190円、同年4月から同年8月までは570円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に事業を廃止している上、事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山口国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 49 年 1 月頃（所得税の確定申告時期）に、当時、会計事務を委託していた会計事務所の会計士が私と私の妻の国民年金の加入手続を行ってくれた。

私は、確定申告後に、A 市役所から呼出しがあり、未納であった保険料の納付を勧奨され、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から 48 年 10 月までの保険料を一括納付した。同様に未納であった妻の保険料も一緒に納付した。

昭和 48 年 11 月から 53 年 3 月までの保険料は、当時、私が経営していた事業所の向かい側にあった B 信用組合 C 支店で納付した。

申立期間の保険料の納付記録が確認できないことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月頃に、当時、会計事務を委託していた会計事務所の会計士が申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、確定申告後に、A 市役所において、申立期間のうち 45 年 4 月から 48 年 10 月までの保険料を一括納付したと主張しているところ、当該会計事務所は、「申立人及びその妻の国民年金の加入手続は行っていない。」と回答している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市が保管する国民年金被保険者番号簿により、53 年 4 月 14 日に申立人の妻と連番で払い出され、48 年 11 月 1 日に遡って資格取得したと推認でき、ほかに申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人に手帳記号番号が払い

出された時点では、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人に手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和48年11月から50年12月までの保険料は時効により納付できない上、51年1月から52年12月までは過年度保険料となるところ、A市は、「過年度保険料及び特例納付保険料の収納は行っていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に係る状況、並びに申立期間当時の保険料納付書の書式及び保険料額を覚えておらず、申立期間のうち昭和48年11月から53年3月までの保険料を納付したと主張しているB信用組合C支店について、A市は、「当該金融機関は、当時、当市の収納代理金融機関ではなかった。」と回答している。

加えて、申立期間は96か月と長期間であり、このような長期間にわたり、市役所及び社会保険事務所（当時）の納付記録が継続して欠落したとは考え難い上、昭和54年9月3日にA市から住所変更したD市において作成された申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿において、申立期間は、夫婦共に未加入及び未納と記録されていることが確認できる。

その上、昭和49年1月から50年12月までの期間及び53年7月から55年6月までの期間は、過去の未納期間に係る特例納付が可能な時期であったところ、申立人は、「特例納付のことについては、聞いたかも知れないが、記憶に無い。社会保険事務所に行った記憶も無い。」と回答している上、特例納付がされた場合に保管することとされる国民年金被保険者台帳が社会保険事務所に保管されていないことから、申立人が特例納付を利用して申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 8 月頃まで

私は、昭和 48 年 3 月に大学を卒業した後、同年 4 月に B 県にある A 社 C 事業所（現在は、D 社 E 事業所。）に入社した。

C 事業所には、所長、上司及び私の 3 人が勤務しており、私は、事務を担当していた。

私は、臨時職員ではなく、正職員として C 事業所に採用されたと思っているので、申立期間において A 共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に入社したとする経緯及び業務内容等の具体的な記憶、戸籍の附票の住所歴並びに F 地区消防組合が保管する申立人の人事記録に記載されている前歴から判断すると、申立人は、勤務した期間及び事業所の特定はできないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A共済組合の存続組合であるG企業年金基金は、「正職員は、共済年金に加入し、臨時職員は、雇用形態等により共済年金に加入することもあった。共済年金の加入記録を調査したが、申立人の名前は見当たらない。共済年金加入者（共済退職一時金受給者（受給要件は、組合員期間1年以上20年未満）を除く。）の人事記録は永年保存しているが、申立人については人事記録も確認できない。」と回答している。

また、G企業年金基金は、申立人が勤務したと主張しているC事業所に勤務していた者を特定できないと回答している上、申立人も、申立期間にC事

業所に勤務していたとする所長、上司及び同時期に同じ大学から採用試験を受けてA社に入社したとする同僚の名前を記憶していないことから、いずれも個人を特定することができず、申立人の申立内容を確認できる供述が得られない。

さらに、G企業年金基金及びD社の人事関係事務の受託会社であるH社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除状況は不明であると回答しており、申立人が組合員として共済年金保険料を控除されていたか否かを確認できない。

加えて、申立人は、申立期間においてC事業所に勤務していたことを示す人事通知書等を所持しておらず、ほかに申立人が申立期間においてA共済組合の組合員として勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA共済組合の組合員であったことを認めることはできない。

なお、適用事業所名簿により、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B県内の事業所の関連事業所として確認できた3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、いずれも申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 31 日から 38 年 10 月 31 日まで
私の夫の A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 37 年 10 月 31 日となっているが、三男が中学 3 年生であった 38 年 11 月に C 市立 D 中学校から E 市立 F 中学校に転校したことを記憶しており、それまで継続して同社の社宅に住んでいた。

申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、後継事業所である G 社は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。」と回答しているところ、同社が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届(控)及び被保険者台帳によると、申立人の申立事業所に係る資格喪失日は 37 年 10 月 31 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も申立人の同僚の名前は不明としていることから、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 17 年 1 月 1 日(保険料徴収は、昭和 17 年 6 月 1 日から開始)に資格取得している 810 人(申立人を除く。)のうち、申立人と同一種別(第 1 種)で 37 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日ま

での間に資格喪失している者が7人いるところ、当該7人は全員が既に死亡しており、申立人の勤務実態等について供述を得ることができず、前述の810人のうち申立人と同一種別（第1種）で申立期間に被保険者記録があり所在が確認できる8人、及び申立事業所に係る被保険者名簿において37年10月1日から38年11月30日までの間に資格取得している68人のうち申立人と同一種別（第1種）で所在を確認できる3人に照会し、それぞれ3人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立期間後に申立人の被保険者記録が確認できるH社I工場に係る被保険者名簿において、昭和38年11月1日から同年11月30日までの間に資格取得している男子4人（申立人を除く。）のうち所在が確認できる二人に照会し、一人から回答があったが、申立人に係る供述は得られない。

加えて、前述の申立事業所に係る被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、遡って記録が訂正されるなどの不自然な形跡も見当たらない。

その上、申立人の三男は、中学3年生のときの転校を具体的に記憶しているものの、C市立D中学校及びE市立F中学校から聴取しても申立人の三男の転校日は不明である上、申立期間当時の住所を確認できる戸籍の附票も無いことから、申立人がC市からE市に住所変更した日を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 27 年 6 月 1 日から 31 年 9 月 26 日まで

私は、昭和 26 年 6 月から A 市 B 町に所在した C 事業所で勤務した後、D 社 E 事業所で勤務した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 26 年 6 月から C 事業所で勤務した。」と主張しているところ、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の適用年月日欄に昭和 26 年 9 月 1 日と記載されていることから判断すると、C 事業所は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C 事業所に係る被保険者名簿の整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者に係る被保険者資格の取得日は、全て C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 9 月 1 日となっており、申立期間①において、C 事業所の被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、C 事業所は既に廃業しており、申立期間①当時における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない上、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚からも申立人に係る勤務状況及び保険料控除に

関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C事業所で勤務した後、D社E事業所で勤務した。」と主張しているところ、C事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間②の一部期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、少なくとも申立期間②の一部期間においてC事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C事業所及びD社E事業所は既に廃業しており、申立人に係る勤務状況及び保険料控除について確認できない上、D社へ照会しても「厚生労働省の記録どおりの届出を行ったか否か、保険料を納付したか否かは不明である。」と回答している。

また、前述の同僚は、「当時の事業所における厚生年金保険の加入取扱いについては承知していない。申立人のことは知っており一緒に仕事をしたが、申立人が厚生年金保険に加入していたか、保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している。

さらに、他の同僚の一人は、「私は、C事業所に勤務していた。」と供述しているものの、C事業所に係る被保険者名簿に同人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られないことから判断すると、C事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年4月及び同年5月に、被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「入社後、半年から1年の見習期間があった。」と供述しているところ、当該同僚が供述する勤務開始時期と資格取得時期は一致していないことから判断すると、当該事業所では全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人がC事業所の被保険者資格を喪失した昭和27年6月1日からD社E事業所で被保険者資格を取得した31年9月26日までのC事業所及びD社E事業所に係る被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から平成 6 年 2 月 14 日まで

私は、申立期間について、A社（事業主は、申立人の義母）で勤務しており、船員保険又は厚生年金保険に加入していたはずなのに、その記録が無いことに納得いかない。

昭和 61 年に年金制度の改正があり、B町（現在は、C町）役場から年金手帳を持って来るように指示され、当時所持していた私の青色の年金手帳を私の夫に渡して手続きしてもらった。この手続きの際にB町役場から新たな年金手帳を受領したが、青色の年金手帳は戻って来なかったと記憶している。

申立期間に係る船員保険又は厚生年金保険の被保険者記録は青色の年金手帳において記録されていたものであり、この記録が消えているのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された義母の昭和 48 年から 62 年までの期間及び平成元年の所得税青色申告決算書の給料賃金又は専従者給与の内訳欄の記載事項、並びに申立人に係る昭和 52 年分、54 年から 57 年までの分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間のうち、48 年から 62 年までの期間及び平成元年においてA社の事業主である義母から給与が支給され

ていたことが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「船員保険又は厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間のうち平成3年1月8日から5年6月1日までの期間において、申立事業所は、船員保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

また、申立人から提出された前述の源泉徴収票によると、社会保険料の金額欄に記載が無いことが確認できる上、申立事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないことから、申立人の船員保険又は厚生年金保険の加入状況及び船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、当該被保険者名簿の被保険者証番号は連番で欠番も見られないことから記録が欠落したとは考え難い上、オンライン記録によると、申立人は、申立人の夫が船員保険被保険者資格を取得した昭和46年3月1日から被保険者資格を喪失した平成3年1月8日までの期間、及び申立人の夫が再度被保険者資格を取得した5年6月1日から再度被保険者資格を喪失した6年2月14日までの期間において、申立人の夫の被扶養者と認定されていることが確認できる。

加えて、申立人に係るオンライン記録において、申立期間のうち、昭和61年4月1日から平成6年2月14日までは、国民年金の被保険者期間となっていることが確認できる上、C町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿は昭和61年4月14日に新規作成され、申立人が同年4月1日から国民年金の第3号被保険者として記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「昭和61年の年金制度の改正に伴い、当時、所持していた青色の年金手帳を私の夫に渡してB町役場で手続してもらったが、この青色の年金手帳は戻って来なかった。」と主張しているところ、昭和61年以前に交付された年金手帳はオレンジ色であり、申立人が主張する青色の年金手帳が交付されたのは平成9年以降のことである。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料のいずれも事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 6 月 18 日まで
私は、申立期間においてA社で船員（甲板手）として勤務していたが、そのときの給与は約 20 万円だったと記憶している。

しかし、ねんきん定期便を見ると、実際の給与支給額よりも標準報酬月額が低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は見当たらず、当該被保険者名簿に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、申立事業所は、「申立期間当時の報酬月額変更届や給与台帳等は保存していないが、メモとしてノートに残っている従業員の標準報酬月額の記録を見ると、申立人の標準報酬月額は年金事務所の記録と一致している。当時、船員保険の標準報酬月額は、汽船告示による算定方法（昭和 34 年 7 月 28 日付け厚生省告示第 233 号）により基本給と乗船手当などを合算した年収総額を考慮して算出していたと考えられることから、実際の給与支給合計額と標準報酬月額は異なっており、申立人が約 20 万円であったと主張する差引支給額より標準報酬月額は低い金額になっていると思われる。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者記録が確認できる申立人と同じ職務（甲板手）である複数の同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、前述の甲板手であった同僚のうちの一人が保管している昭和 51 年 1 月及び同年 2 月の給与明細書を見ると、支給合計金額は同年 1 月が約 26 万円、同年 2 月が約 25 万円と記載されている一方、申立事業所に係る被保険者名簿において、当該同僚の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの標準報酬月額は 15 万円であることが確認できることから、当該同僚は、「乗船時と下船時では給与額が大きく違うことから、標準報酬月額が乗船時の給与額より低い金額で記録されていることは、理解している。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、船員保険の標準報酬月額を汽船告示による算定方法により算出していたと推認され、給与支給額と標準報酬月額とは必ずしも一致していたとは限らないことがうかがえる。

また、申立人は、給与明細書等の関係書類を所持しておらず、申立事業所も申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の報酬月額及び船員保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。